

「わがまち特例」の対象資産等

平成24年度税制改正から、地方税税法上の特例措置について、国が一律に定めていた内容を市町村が判断し条例で決定できる「地域決定型地方税制特例措置（地方税法 本法附則第15条）」（通称：わがまち特例）が導入されました。

嘉麻市税条例 第61条の2

条項・対象施設等	特例割合 (課税標準)	取得時期	適用期間	地方税法
家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産	2分の1	平成30年度以後の課税から適用	－	第349条の3第27項
居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	2分の1	平成30年度以後の課税から適用	－	第349条の3第28項
事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	2分の1	平成30年度以後の課税から適用	－	第349条の3第29項

嘉麻市税条例 附則第10条の2

条項・対象施設等	特例割合 (課税標準)	取得時期	適用期間	地方税法
第1項「水質汚濁防止法の汚水・廃液処理施設」	2分の1	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで	－	附則第15条第2項第1号
第2項「公共下水道の除害施設」	5分の4	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで	－	附則第15条第2項第5号
第3項「都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設及び一定の都市利便施設」	5分の3 または 2分の1	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	5年間	附則第15条第13項
第4項「津波対策の用に供する償却資産」	2分の1	平成28年4月1日から 令和10年3月31日まで	4年間	附則第15条第20項
第5項「指定避難施設の用に供する家屋」	3分の2	平成30年4月1日から 令和9年3月31日までに締結	5年間	附則第15条第21項第1号
第6項「管理協定に定められた協定避難施設の用に供する家屋」	2分の1	平成30年4月1日から 令和9年3月31日までに締結	5年間	附則第15条第21項第2号
第7項「管理協定に定められた協定避難施設の用に供する家屋」	2分の1	平成30年4月1日から 令和9年3月31日までに締結	5年間	附則第15条第21項第3号
第8項「指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産」	3分の2	平成30年4月1日から 令和9年3月31日までに締結	－	附則第15条第22項第1号
第9項「協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産」	2分の1	平成30年4月1日から 令和9年3月31日までに締結	5年間	附則第15条第22項第2号
第10項「太陽光発電設備（特定太陽光発電設備）」	2分の1	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで	3年間	附則第15条第24項第1号イ
第11項「水力発電設備（特定水力発電設備）」	2分の1	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで	3年間	附則第15条第24項第1号ロ
第12項「地熱発電設備（特定地熱発電設備）」	2分の1	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで	3年間	附則第15条第24項第1号ハ
第13項「バイオマス発電設備」	2分の1	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで	3年間	附則第15条第24項第1号ニ
第14項「風力発電設備（特定風力発電設備）」	5分の3	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで	3年間	附則第15条第24項第2号
第15項「特定風力発電設備」	3分の2	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで	3年間	附則第15条第24項第3号イ
第16項「特定地熱発電設備」	3分の2	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで	3年間	附則第15条第24項第3号ロ

条項・対象施設等	特例割合 (課税標準)	取得時期	適用期間	地方税法
第17項「特定水力発電設備」	4分の3	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで	3年間	附則第15条第24項第4号
第18項「浸水防止用設備」	3分の2	平成29年4月1日から 令和11年3月31日まで	3年間	附則第15条第27項
第19項「緑地保全・緑化推進法人が設置する市民緑地の用に供する土地」	3分の2	都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から令和9年3月31日まで	3年間	附則第15条第31項
第20項「浸水被害軽減地区内の土地」	3分の2	令和2年4月1日から 令和11年3月31日まで	3年間	附則第15条第35項
第21項「一体型滞在快適性向上事業で総務省令で定めるもの」	2分の1	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで	5年間	附則第15条第36項
第22項「特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法の雨水貯留浸透施設」	3分の1	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から令和9年3月31日まで	—	附則第15条第39項
第23項「特定都市河川浸水被害対策法の貯留機能保全区域内の土地」	4分の3	令和4年4月1日から 令和10年3月31日まで	3年間	附則第15条第40項
第24項「サービス付高齢者住宅」	3分の2	平成27年4月1日から 令和9年3月31日まで	5年間	附則第15条の8第2項
第25項「利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物」	3分の1	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで	2年間	附則第15条の11